

# 「豊島区子どもの権利に関する条例」 に基づく権利擁護の取組みについて



# 1. 条例制定の経緯

|                           |                                                               |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 平成6(1994)年4月              | 国連「児童の権利に関する条約」を日本が批准                                         |
| 平成13(2001)年3月             | 豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申      |
| 平成15(2003)年2月             | 豊島区青少年問題協議会が、権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が最重要課題と答申 |
| 平成15(2003)年12月            | 子ども権利条例(仮称)検討委員会 設置                                           |
| 平成17(2005)年3月             | 検討委員会が条例素案策定、委員会報告書提出 フォーラム開催                                 |
| <b>平成18(2006)年<br/>3月</b> | <b><u>「豊島区子どもの権利に関する条例」成立、4月施行(一部未施行)</u></b>                 |
| 平成22(2010)年1月             | 条例第6章施行(子どもの権利擁護委員設置)                                         |
| 平成28(2016)年               | 児童福祉法に「児童の権利に関する条約」の精神が理念として明記                                |
| 平成30(2018)年1月             | 条例第31条から第36条施行(子どもの権利委員会設置)                                   |
| 平成30(2018)年3月             | 第1期第1回子どもの権利委員会開催                                             |

## 2. 条例の構成内容

### ( 1 ) 条例の構成

#### 第1章

- 総則

#### 第2章

- 子どもの権利の普及  
(広報・啓発)

#### 第3章

- 大切な子どもの権利  
(子どもの権利の内容を例示)

#### 第4章

- 子どもの権利保障  
(区による保障、  
家庭・施設・地域における保障)

#### 第5章

- 子どもの参加  
(施設や地域における子どもの  
参加推進)

#### 第6章

- 子どもの権利侵害からの救済・回復  
(子どもの権利擁護委員)

#### 第7章

- 子どもの権利施策の推進  
(推進計画や権利委員会など)

#### 第8章

- 雑則

## (2) 大切な子どもの権利—条例第3章

この条例では、子ども一人ひとりが持っている権利を「大切な子どもの権利」として保障しています。  
条例では以下のような権利を挙げています。



# 3. 条例に基づく具体的な取り組み

## (1) 普及・啓発【第4条】

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取り組みを推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

### ①子ども月間

毎年度11月を「子ども月間」とし、区内各地で子どもの行事を実施

### ②パンフレット作成・配付

- ・一般用パンフレット
- ・周知用パンフレット(令和3(2021)年度作成)
- ・小学4～6年生学習用パンフレット(令和2(2020)年度～)

### ③講座・講演会の実施

- ・区立小学校での子どもの権利擁護委員による出張講座や、区内で活動するグループ・団体等を対象に行う出前講座のメニューに登録。
- ・パネル展を実施

#### ■条例パンフレット(一般用)



#### ■周知用パンフレット(子ども向け)

## (2) 子どもの参加【第19条】 子どもの社会参加及び子ども会議開催【第20条】

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

第20条第4項 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

### ①子どもの参加推進事業

・「豊島子ども大学」(立教大学との連携事業)

昨年度は11月14日(日)に「区長とティータイム」を実施

子どもたちが区長と直接対話しながら意見交換

・「としま子ども会議」(令和2(2020)年度から実施)

子どもたちが自分自身で調べたいことを見つけ意見を発表

### ②子ども地域活動支援事業

中高生センタージャンプの利用者に対して、保育園での子育て体験や高齢者施設での介護体験などのボランティアの機会を提供し、地域活動の参加促進を支援

「豊島子ども大学」  
区長とティータイム



「としま子ども会議」





## ( 3 ) 子どもの遊び・居場所 その1【第14・21条】

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となるような機会

### フリースペース



<公園内の常設プレイパーク>

- 区立公園を利用し、原則毎日実施
- 小学校や保育園等出張プレイパークも実施



<保育園で出張プレイパーク>



<百貨店の屋上で出張プレイパーク>

## ( 3 ) 子どもの遊び・居場所 その2【第14・21条】

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。

3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

### 小学生の 居場所

●全22小学校  
で実施



### 子どもスキップ

### 中高生センタージャンプ



### 中高生の 居場所

●区内2カ所で実施



## ( 4 ) 児童虐待の防止【第15条】

### ①児童虐待防止ネットワーク

- ネットワーク構成機関の拡大
- スーパーバイズ機能の強化
- 虐待防止街頭キャンペーン
- ネットワーク研修
- 養育家庭体験発表会
- 区民講演会

### ②アウトリーチによる相談事業

- 子育て訪問支援事業
- 1歳のバースデイ訪問相談事業
- ゆりかごとしま事業

### ③ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭の専門相談員による総合相談窓口を  
平成30(2018)年7月に開設

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

### ④児童相談所設置

令和5(2023)年2月の開設

## (5) 子どもからの相談【第14条】

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

### (6) 相談や援助の仕組み

#### 子どもに関する 相談事業

子ども家庭支援センターにおいて、0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けている。

#### フリーダイヤル による電話相談

18歳までの子どもからの相談を、専用のフリーダイヤルにて受け付けている。

#### 子ども若者総合相談 中高生センター における相談事業

子どもや若者のあらゆる相談を、来所・電話・メール・訪問等で受け付けている。  
**令和3年8月から豊島区立の小・中学校で配付されているタブレット端末使用した総合相談事業が始動**



## (6) 子どもの権利擁護委員【第22～28条】

- 第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員を設けます。
- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。

＜令和3(2021)年度活動内容＞

| 活動内容                   | 回数                    |
|------------------------|-----------------------|
| 要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議参加 | 12回<br>(検討ケース数225件)   |
| 要保護児童対策地域協議会実務者会議参加    | 11回                   |
| 中高生センタージャンプ訪問          | 22回<br>(東池袋11回・長崎11回) |
| 個別ケース検討会議参加            | 11回                   |
| 子どもの権利グループ職員へのスーパーバイズ  | 12回                   |
| 保護者面接                  | 20回                   |
| 子ども面接                  | 33回                   |
| セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会参加 | 5回                    |
| としまの里親プロジェクト参加         | 4回                    |

子どもの権利擁護委員：現3名（弁護士2名、臨床心理士1名）



＜中高生センターを訪問＞



## ( 7 ) 子どもの権利委員会【第31～36条】

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会を設けます。

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 設置年月 | 平成30(2018)年3月                                                              |
| 位置づけ | 区長の附属機関                                                                    |
| 人数   | 10名以内                                                                      |
| 任期   | 2年間                                                                        |
| 職務内容 | ① 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議すること<br>② 調査・審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること |

子どもの権利条例の視点で施策を検証し、総合的に実行、推進するため、平成30(2018)年3月に設置。

昨年度は、「子どもの権利擁護に関する施策」の検討を行い、今年度は「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定を検討する。



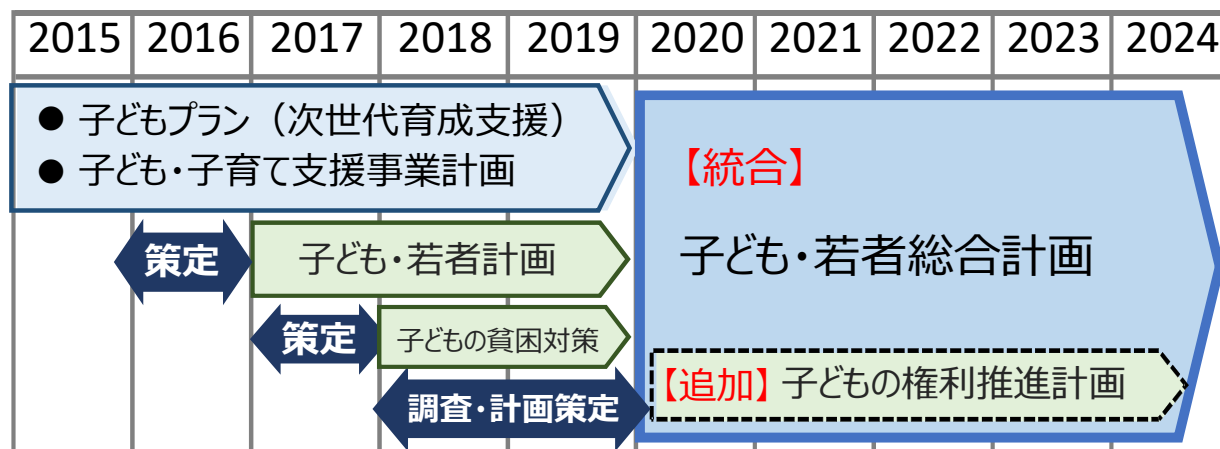
## ( 8 ) 子どもの権利推進計画【第30条】

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を作成しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

○「豊島区子どもプラン」や「豊島区子ども・若者計画」の計画期間満了に伴い、子ども・若者に関する計画を統合し、令和2(2020)年3月「豊島区子ども・若者総合計画」として策定した。

＊計画期間：令和2(2020)年から令和6(2024)年度





## ( 9 ) 令和4年度の取り組み

- ①「子ども会議」  
のさらなる推進（第3回）  
（条例第20条第4項）



- ②「豊島区子どもの権利  
に関する条例」周知用  
パンフレット配布



- ③区立巣鴨小学校・池袋第三小学校  
等5校での出張講座の実施



- ④「としま子ども若者応援プロジェクト」  
→企業や団体等によるコト・モノ支援  
や寄附を活用した基金の活用

## 4. 豊島区の子ども若者施策

### (1) 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）

豊島区は、子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成31年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定にあたり、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性を含めるとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。



〈豊島区ホームページ【QRコード】〉

